

第6章 基本構想の推進のために

第1節 共創のまちづくり

施策1 共創によるまちづくりの推進

基本計画  
掲載頁

126～127

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	共創のまちづくりの推進に向けて、市民参画、広聴・広報活動を着実に実施した。 市民意識調査を実施し、経年による市民の意識の変化を調査するとともに、ホームページのリニューアルを実施し、スマートフォンに対応したホームページへと改善を図った。
			課題	市民参画、広聴・広報活動について、既存の取組については順調に取り組むことができているが、市民と共にまちづくりに取り組む「共創」の実現のためには、既存の取組を更に充実させるとともに、新たな仕組みづくりの構築も必要となる。
今後の 方向性	II	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	令和5年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえながら、「共創」の実現に向けて、市民参画、広聴・広報活動を更に充実させていく。 従来からの市民参画、広聴・広報活動を着実に実施しながら、「共創」の実現に向けた新たな取組に着手していく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
公募による市民委員枠を設けている附属 機関等の割合	8.00%	11.76%					15.00%	B	政策課
市民意識調査の回答回収率	43.80%	47.90%					50.00%	B	秘書広聴課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】 A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：やや遅れ気味

## 主な施策展開の進捗状況

(1) 共創のまちづくりの推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 新座市自治憲章条例の理念に基づき、市民や各種団体、民間企業などが共にまちを創るパートナーであることを認識した上で、将来都市像とまちづくりのプロセスを共有し、新座市の新たな魅力や価値を共に創り上げていきます。	B（おおむね順調）	新座市自治憲章条例の周知を図るため、二十歳の集いでパンフレットを配布するとともに、新規採用職員に対する研修を実施した。 また、総合計画推進のために新たに設置した政策評価委員会では、共にまちを創るパートナーとして、市内団体、民間企業及び公募市民から委員を選出し、行政評価の実施に向けて認識の共有を図った。	総合政策部	政策課
○ 民間企業や大学などと更なる連携を図り、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。	B（おおむね順調）	市内3大学を始めとする包括協定により、地域ボランティア活動等への協力を得ることで、地域の活性化や市民サービスの向上に寄与した。	総合政策部	政策課
(2) 市民参画の機会の充実	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、幅広い市民に対して、様々な機会を作り、広く参画を呼び掛けるとともに、まちづくりへの参画に対する意識の高揚を図ります。	B（おおむね順調）	共創のまちづくりの推進に向けて、市民の市政参画の意欲を把握するため、市民意識調査において調査を実施した。令和6年度は、調査結果を踏まえて、市民参画の在り方を検討する。	総合政策部	政策課
	B（おおむね順調）	市民参加による市政推進の一環として、「新座市長とタウンミーティング」を3回実施した（市役所、畑中公民館、東北コミセン）。	総合政策部	秘書広聴課
○ 各種審議会や委員会等へ市民公募枠を設置し、市民目線の意見を把握するとともに、日頃意見を出すことのない方々の思いを市政に反映させるため、市民の声を幅広く収集できる仕組みの確立に努めます。	B（おおむね順調）	附属機関等における審議を活性化させ、市民参画の一つとして市政への関心を高めるため、市が事務局となる附属機関等において公募による市民委員枠の設置について全庁に周知を図った。	総合政策部	政策課
	B（おおむね順調）	若い世代の意見を市政に反映させるとともに、市政に対する理解と関心を深めてもらうため、小・中学生と市長との懇談会、未来の市長作文、市内3大学学生と市長との懇談会を実施した。	総合政策部	秘書広聴課
○ 市民ニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度、ワークショップなどの多様な手法を取り入れ、幅広い世代の市民の意見を聴くとともに、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程における市民参画の機会の確保に努めます。	B（おおむね順調）	共創のまちづくりの推進に向けて、市民の市政参画の意欲を把握するため、市民意識調査において調査を実施した。令和6年度は、調査結果を踏まえて、市民参画の在り方を検討する。	総合政策部	政策課
	B（おおむね順調）	新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメントを4件実施した（第2次新座市のちを支える自殺対策計画、第6次新座市障がい者基本計画、第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）。	総合政策部	秘書広聴課
(3) 広聴・広報活動の充実	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ まちづくりの課題や市民ニーズを把握するため、定期的な市民意識調査や市長への手紙、メールなどの制度を実施するほか、直接市民と対話できる機会を確保するとともに、時代に即した多様な広聴活動の充実を図ります。	B（おおむね順調）	市長への手紙、メール等の広聴活動を通して市民の意見を把握し、市としての考えを回答した。市民意識調査においては、プロポーザル方式を採用して業者を選定し、インターネット回答、チラシ作成、督促はがきの発送等、回答回収率向上に向けた取組を実施した。《参考》市民意識調査の回答回収率：第14回(H30)43.8%、第13回(H25)48.6%、第12回(H21)51.2%	総合政策部	秘書広聴課
○ 多様な情報提供手段の特性を踏まえながら、市民に分かりやすく伝わるよう市政情報を発信します。	B（おおむね順調）	広報、ホームページ、SNSの各情報発信ツールを活用し、分かりやすい言い回しで情報が伝わるように情報発信を行った。	総合政策部	シティプロモーション課
(4) 開かれた市政の推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 情報公開制度の適正な運用を図り、市民に信頼される開かれた市政を推進します。	B（おおむね順調）	情報公開条例に基づき、市の保有する情報の公開の総合的な推進を図るとともに、公文書開示請求等に対する開示等を行った。	総務部	総務課
○ 各種施策や事業の進捗状況、結果等について、年次報告書等により市民に対する説明の機会の創出に努めます。	B（おおむね順調）	市民に対して、説明機会を確保するとともに、情報共有の充実に向け、市の施策や事業の進捗状況について、市ホームページや広報にいざ等を活用した公表に努めた。	総合政策部	政策課